

世羅町建設工事検査規程

平成 19 年 6 月 1 日

訓 令 第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、世羅町建設工事執行規則(平成 16 年世羅町規則第 101 号。以下「規則」という。)に基づき、町長が行う建設工事(以下「工事」という。)について、適正に執行されているかを検査するため、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第 2 条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 材料検査 規則第 23 条第 3 項及び第 24 条第 4 項の規定により、工事中材料及び製品の使用を承諾するための検査
- (2) 出来形検査 規則第 47 条第 3 項の規定により、工事について部分払の必要性があるときに行う工事の出来形を認定する検査
- (3) 中間検査 規則第 41 条第 7 項の規定により、工事施工の途中において、適正な契約の履行を確保するため必要と認めたとときに行う検査
- (4) 部分引渡検査 規則第 48 条第 1 項の規定により、工事の完成に先立って引渡しを受けべきことを指定した部分が完成し、かつ、当該完成部分が可分のもので引渡しできるときに行う検査
- (5) 完成検査 規則第 41 条第 2 項の規定により、工事が完成したときに行う検査
- (6) その他、町長が認めた検査

(検査員)

第 3 条 材料検査及び出来形検査は、規則第 19 条第 1 項の規定による監督員(以下「監督員」という。)が行う。

2 中間検査、部分引渡検査及び完成検査は、規則第 41 条第 2 項の規定による検査員(以下「検査員」という。)が別表第 1 の区分により行う。

3 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めたとときは、その命ずる職員に当該工事の中間検査、部分引渡検査及び完成検査を行わせることができる。

4 前 2 項の完成検査については、次に掲げる場合を除き、当該工事の監督員を検査

員とすることはできない。

(1) 検査を行うために特別な技術を要するため、監督員以外の職員により行うことが著しく困難な場合

(2) 維持修繕等に関する工事で、当該工事の施行後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な場合

(3) その他、町長が特別の理由があると認める場合

(検査の方法)

第4条 検査は、すべて契約書、設計図書(図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。)及びその他関係書類と照合して行わなければならない。

2 材料検査は、当該材料の品質、寸法及び数量について行うものとする。

3 出来形検査は、当該工事の現在の出来形について行うものとする。

4 中間検査は、当該工事の工程、使用材料の適否その他工事が適正に行われるために必要な事項について行うものとし、対象金額及び時期については、別表第2のとおりとする。ただし、短工期及び単一工種の工事については、検査を省略することができる。

5 部分引渡検査は、当該指定部分の出来形について行うものとする。

6 完成検査は、当該工事の完成した出来形について行うものとする。

(検査の立会い等)

第5条 中間検査、部分引渡検査及び完成検査は、当該工事の請負人のほか、監督員が立ち会うものとする。ただし、軽微な工事等については、監督員の立会いを省略することができるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、その命ずる職員を完成検査に立ち会わせることができる。

(検査の委託)

第6条 町長は、特に専門的な知識又は技能を必要とする場合等、町長が特に必要と認めるときは、検査を委託することができる。

(検査の結果報告)

第7条 検査員が検査を行ったときは、当該検査について検査調書を作成し、町長に提出しなければならない。

- 2 中間検査、部分引渡検査及び完成検査については、請負人に対して検査の結果を通知しなければならない。
- 3 検査員は、検査の結果、当該工事が請負契約の内容に適合しないことを確認した場合、町長に報告しなければならない。
- 4 町長は、前項の報告を受けた場合、直ちに修補事項及び修補期限を明示して請負人に通知しなければならない。
- 5 請負人は、前項の通知を受けた場合、直ちに修補して修補完了の届出をしなければならない。

(修補検査)

第 8 条 検査員は、修補完了の届出を受けたときは、改めて検査を行わなければならない。ただし、当該部分のみの検査により合否の判定をすることができる。

附 則

この訓令は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 10 月 1 日訓令第 24 号)

この訓令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 6 月 15 日訓令第 15 号)

この訓令は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この訓令の施行の際現に指名及び公告されている工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年 6 月 15 日訓令第 11 号)

(施行期日)

この訓令は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

(経過措置)

この訓令の施行の際現に検査している建設工事については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係） 検査員

工事請負金額	最終請負契約金額 130万円以上	最終請負契約金額 130万円未満
検査員	検査担当職員	工事担当課長

別表第2（第4条関係） 中間検査（印：要、×印：不要）

工事請負金額 （他年度にまたがる工事は 年割額）	1億円以上	5百万円以上 1億円未満	5百万円未満
進捗率 30%程度		×	×
進捗率 40～50%	×		×
進捗率 60%程度		×	×